

## 中勘助を知る会 会則

### (目 的)

**第1条** 平塚ゆかりの作家、中勘助の文学的功績と平塚に居住した大正末から昭和初頭にかけての平塚海岸の自然と生活を学び、より多くの市民に、そのことを知ってもらい平塚の文化振興とまちづくりに寄与する。  
なお、会の名称を「中勘助を知る会」（以下「会」という）とする。

### (会 員)

**第2条** 目的に賛同し、会費の納入をもって会員とする。

### (事 業)

**第3条** 会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中勘助の文学的功績を学び、市民に伝える活動
- (2) 平塚時代の著書『しづかな流』を学び、当時の平塚海岸の自然と生活を市民に伝える活動
- (3) その他目的を達成する活動

### (役 員)

**第4条** 会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名	理事	10名以内
事務局長	1名	会計	1名	会計監査	2名

### (役員の仕事)

**第5条** 役員は、次の仕事を行う。

- (1) 会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の企画運営を協議し実行にあたる。
- (4) 事務局長、会計はそれぞれの職務を遂行し、会の運営が円滑に行えるようにする。
- (5) 監査は、会計の監査を行う。

### (役員を選出)

**第6条** 役員を選出は総会による。 但し、初年度は発起人会が役員会となり、役員会で役員を選任することが出来る。

### (任 期)

**第7条** 役員任期は2年とする。 但し、再任は妨げない。 在任期間は4月1日から翌々年3月末とする。

(会 議)

第8条 会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会は、毎年5月に開催し、会長が招集する。 会員の2分の1の出席を持って成立する。 次の事項を審議する。 但し、初年度は役員会で初年度事業計画、初年度予算、会則、会費等を決めることが出来る。
- ・事業計画
  - ・予算
  - ・事業報告
  - ・決算報告
  - ・役員を選任等
  - ・会則の改正
  - ・会費の改正
  - ・その他特に重要事項
- (2) 役員会は、行事及び総会の前に開催する。 但し、会長は必要あるとき臨時役員会を開催できる。

(会 費)

第9条 会の会費は、年額2,000円とする。

(運営費)

第10条 運営費は会費、助成金及び寄付金を持って運営する。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

(会計監査)

第12条 会の会計状況は、年1回以上会計監査を受けなければならない。

(事務所)

第13条 会の事務所を平塚市出縄245に置き、電話は0463-31-4691とする。

附 則

(設立期日及び施行期日)

この会の設立は、平成25年9月1日とし、会則は同日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年9月1日とし、平成26年5月17日から施行する。